

議員提出議案第25号

芦屋市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

平成26年12月9日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者 芦屋市議会議員 畑中俊彦

〃 徳田直彦

〃 徳重光彦

〃 寺前尊文

提案理由

社会情勢に鑑み、議会改革の一環として定数減を行うもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員定数条例（昭和 33 年芦屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「22名」を「21名」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。